

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
告 示	
○全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更……………（財政課）	66
○北海道個人情報保護条例により口頭による開示請求ができる個人情報の一部改正 ……………（法制文書課）	66
○北海道不動産鑑定業者登録簿閲覧所の場所及び閲覧規則の一部改正…（計画推進局）	67
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………（農業施設管理課）	67
○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課）	67
○道営土地改良事業計画の決定……………（農業施設管理課）	67
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	67
○北海道漁港管理条例第13条第1項第1号の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知 事の許可を受けなければならない施設の指定の一部改正……………（漁港漁村課）	67
○知事権限に係る保安林の指定……………（治山課）	68
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	68
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	68
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	68
○森林法による通知に代える公示……………（治山課）	69
○土地収用法による事業の認定……………（建設部総務課）	69
○道路の供用の開始……………（道路課）	69
○道路の区域の変更及び供用の開始……………（道路課）	70
○開発登録簿閲覧所の設置及び閲覧規則の決定の一部改正……………（都市計画課）	70
○平成23年度及び平成24年度において競争入札に参加する者に必要な資格等の一部改正 ……………（出納局総務課）	70
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（出納局総務課）	71
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正……（調達課）	71
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（財産管理課）	71
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	72
道立緑ヶ丘病院告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	72

道公安委員会規則	
○北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則……………	73
○銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則……………	73
道公安委員会告示	
○北海道公安委員会公印規程の一部を改正する規程……………	73
道釧路方面公安委員会告示	
○北海道釧路方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程……………	74
道警察旭川方面本部告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	74
告 示	
北海道告示第200号	
熊本市を全国自治宝くじ事務協議会に加えるとともに、全国自治宝くじ事務協議会規約の 一部を変更したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定に基づき、そ の例によることとされる同法第252条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。 平成24年3月30日 北海道知事 高 橋 はるみ 全国自治宝くじ事務協議会に熊本市を加えるとともに、全国自治宝くじ事務協議会規約の 一部を次のように変更する。 第3条第2号中「相模原市」の次に「、熊本市」を加える。 第6条中「委員9人」を「委員10人」に改める。 附 則 1 この規約は、平成24年4月1日から施行する。 2 この規約による変更後の規約（以下「変更後の規約」という。）第8条第1項の規定に より平成25年3月31日までの間に委員に選任された者の任期は、変更後の規約第8条第2 項の規定にかかわらず、同日までとする。	
北海道告示第201号	
平成6年北海道告示第1479号（北海道個人情報保護条例により口頭による開示請求ができ る個人情報）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。 平成24年3月30日 北海道知事 高 橋 はるみ 道立衛生学院入学試験の項を削る。 調理師試験の項中「並びに各総合振興局及び各振興局の保健環境部保健福祉室」を「地域	

保健課並びに各総合振興局及び各振興局の保健環境部保健行政室」に改める。

クリーニング師試験の項中「並びに各総合振興局及び各振興局の保健環境部保健福祉室」を「食品衛生課並びに各総合振興局及び各振興局の保健環境部保健行政室」に改める。

製菓衛生師試験の項中「及び渡島総合振興局保健環境部保健福祉室」を「食品衛生課並びに各総合振興局及び各振興局の保健環境部保健行政室及び地域保健室」に改める。

登録販売者試験の項中「保健福祉室」を「保健行政室」に改める。

動物用医薬品薬種商販売業認定試験の項中「動物用医薬品薬種商販売業認定試験」を「動物用医薬品登録販売者試験」に、「科目」を「項目」に改める。

北海道告示第202号

昭和40年北海道告示第601号（北海道不動産鑑定業者登録簿閲覧所の場所及び閲覧規則）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

第1の事項中「計画推進局」を「政策局土地水対策課」に改める。

北海道告示第203号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、浦臼土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ					
就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所	
就 任	平成24. 3. 14	理 事	前 田 武 彦	権戸郡浦臼町字ヲソキナイ2番地の14	
同	同	同	藤 澤 龍 彦	同 浦臼町字於札内224番地の2	
同	同	同	東 藤 晃 義	同 浦臼町字キナウスナイ186番地の23	
同	同	同	江 上 哲 雄	同 浦臼町字晩生内283番地の16	
同	同	同	岸 田 利 男	同 浦臼町字浦臼内172番地の97	
同	同	同	棚 田 隆	同 浦臼町字浦臼内182番地の2	
同	同	同	矢 野 正 章	同 浦臼町字晩生内227番地の106	
同	同	同	石 橋 和 博	同 浦臼町字黄臼内672番地の37	
同	同	監 事	山 田 輝 喜	同 浦臼町字晩生内305番地の3	
同	同	同	宮 野 和 孝	同 浦臼町字キナウスナイ188番地の375	
同	同	同	大 塚 秀 司	同 浦臼町字ヲソキナイ1番地の13	
退 任	同 24. 3. 13	理 事	前 田 武 彦	同 浦臼町字ヲソキナイ2番地の14	
同	同	同	藤 澤 龍 彦	同 浦臼町字於札内224番地の2	

同	同	同	高 田 哲 雄	同	浦臼町字晩生内227番地の15
同	同	同	江 上 哲 雄	同	浦臼町字晩生内283番地の16
同	同	同	東 藤 晃 義	同	浦臼町字キナウスナイ186番地の23
同	同	同	佐々木 光 雄	同	浦臼町字キナウスナイ197番地の596
同	同	同	岸 田 利 男	同	浦臼町字浦臼内172番地の97
同	同	同	山 田 輝 喜	同	浦臼町字晩生内305番地の3
同	同	監 事	星 和 行	同	浦臼町字晩生内227番地33
同	同	同	岸 田 官 士	同	浦臼町字浦臼内172番地の734
同	同	同	宮 野 和 孝	同	浦臼町字キナウスナイ188番地の375

北海道告示第204号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成24年3月22日、知内土地改良区の定款の変更を認可した。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第205号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、道営土地改良（当麻東地区（暗渠排水、区画整理））事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川総合振興局に備え置いて、平成24年4月3日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第206号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（屈斜路湖畔地区畑地帯総合整備〔担い手支援型〕（農業用道路、区画整理、暗渠排水、土層改良、農用地造成、鳥獣進入防止施設））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道釧路総合振興局に備え置いて、平成24年4月3日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第207号

平成22年北海道告示第115号（北海道漁港管理条例第13条第1項第1号の規定による甲種

漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設の指定)の一部を次のように改正し、平成24年5月1日から施行する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

八雲(八雲地区)漁港(八雲町)の項を次のように改める。

八雲(八雲地区)漁港 (八雲町)	船揚場のうち別図に示す8メートル	50隻以内	周年
---------------------	------------------	-------	----

北海道告示第208号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 保安林の所在場所 北斗市当別860の24(次の図に示す部分に限る。)、860の23
- (2) 指定の目的 水源のかん養
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- ㊦ 主伐に係る伐採種は、定めない。
- ㊧ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ㊨ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林の所在場所 松前郡福島町字塩釜153の1地先・153の1・154・174・199・200の1(以上1筆地先5筆について次の図に示す部分に限る。)、170
- (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- ㊦ 主伐は、択伐による。
- ㊧ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ㊨ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課並びに函館市役所及び福島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第209号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定による通知があった。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 沙流郡日高町字千栄181の1地先(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び日高町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第210号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定による通知があった。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 苫前郡苫前町字力昼167の1(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び苫前町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第211号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林 枝幸郡枝幸町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林 枝幸郡枝幸町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷総合振興局産業振興部林務課及び枝幸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第212号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を関係町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成24年北海道告示第147号のとおりである。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 所在が不明な者

奥尻郡奥尻町字奥尻693所在の森林について所有権を有する

藤谷 直久、小松 金次郎、小松 金三郎

奥尻郡奥尻町字赤石361の1所在の森林について所有権を有する 紀伊国 興一郎

- (2) 掲 示 場 所 奥尻町役場

- 2 (1) 所在が不明な者

常呂郡訓子府町字協成33の1所在の森林について所有権を有する 河野 邦雄

- (2) 掲 示 場 所 訓子府町役場

北海道告示第213号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 起 業 者 の 名 称 美深町
- 2 事 業 の 種 類 （仮称）高齢者等活動センター整備事業
- 3 起 業 地
- (1) 収 用 の 部 分 中川郡美深町字大通南1丁目、字大通南2丁目、字西1条南1丁目及び字西1条南2丁目地内
- (2) 使 用 の 部 分 なし
- 4 事業の認定をした理由 次のとおり（「次のとおり」は省略し、北海道建設部総務課及び美深町に備え置いて、一般の縦覧に供する。）
- 5 起 業 地 を 表 示 す る 美深町役場保健センター
図 面 の 縦 覧 場 所

北海道告示第214号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | 路線名及び縦覧場所 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の期日 |
|--------------------------------------|---|-------------|
| 道道 稚内天塩線
北海道宗谷総合振興局
稚内建設管理部 | 稚内市中央3丁目2559番地先から
同市中央3丁目1458番3地先まで | 平成24. 3. 30 |
| 道道 芽室東四条帯広線
北海道十勝総合振興局
帯広建設管理部 | 河西郡芽室町東4条2丁目1番1地先から
同郡芽室町東めむろ1条北1丁目6番4地先まで | 同 |

道道 生花大樹線
北海道十勝総合振興局
帯広建設管理部

道道 津別陸別線
北海道十勝総合振興局
帯広建設管理部

中川郡幕別町忠類明和184番1地先から
同郡幕別町忠類明和87番3地先まで

足寄郡陸別町字陸別原野基線334番1地先から
同郡陸別町字陸別本通3丁目3番1地先まで

平成24. 3.30

同

北海道告示第215号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
寿都黒松内線 北海道後志総合振興局 小樽建設管理部	寿都郡黒松内町字黒松内586番1地先（河川敷地）から 同郡黒松内町字黒松内248番1地先まで		前	22.06mから 34.60mまで	159.76m	—
			後	22.06mから 34.60mまで	159.76m	—
			後	22.06mから 68.61mまで	172.65m	—
夕張新得線 北海道上川総合振興局 旭川建設管理部	勇払郡占冠村字下トマム国有林上川南部森林管理署 1135林班け小班地先から 同郡占冠村字下トマム国有林上川南部森林管理署1135 林班け小班地先まで		前	24.13mから 77.89mまで	300.00m	—
			後	24.13mから 77.89mまで	300.00m	—
瑞穂旭川停車場線 北海道上川総合振興局 旭川建設管理部	旭川市東旭川町瑞穂1585番7地先から 同市東旭川町瑞穂1582番1地先まで		前	13.59mから 15.02mまで	631.67m	—
			前	14.57mから 61.09mまで	620.00m	—
			後	14.57mから 61.09mまで	620.00m	—

北海道告示第216号

昭和50年北海道告示第1935号（開発登録簿閲覧所の設置及び閲覧規則の決定）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。
平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 閲覧所の場所の事項中「室蘭市都市建設部建築課内」を「室蘭市都市建設部建築指導課内」に、「北見市北5条東2丁目1番地」を「北見市北2条東1丁目11番地」に、「江別市開発登録簿閲覧所 江別市高砂町6番地 江別市建設部区画整理指導課内」を「江別市開発登録簿閲覧所 江別市高砂町6番地 江別市建設部区画整理指導課内」に、「士別市開発登録簿閲覧所 士別市東6条4丁目1番地 士別市建設水道部土木管理課内」を「登別市開発登録簿閲覧所 登別市中央町6丁目11番地 登別市都市整備部建築住宅グループ内」を「登別市開発登録簿閲覧所 登別市中央町6丁目11番地 登別市都市整備部建築住宅グループ内」に、恵庭市開発登録簿閲覧所 恵庭市京町1番地 恵庭市企画振興部都市計画課内」を「石狩市建設水道部都市開発課内」を「石狩市建設水道部管理課内」に、「森町開発登録簿閲覧所 森町字御幸町144番地の1 森町建設課内」を「森町開発登録簿閲覧所 森町字御幸町144番地の1 森町建設課内」に、八雲町開発登録簿閲覧所 138番地 八雲町建設課内」を「せたな町開発登録簿閲覧所 せたな町北檜山区徳島63番地1 せたな町建設水道課内」を「せたな町開発登録簿閲覧所 せたな町北檜山区徳島63番地1 東神楽町開発登録簿閲覧所 東神楽町南1条西1丁目3番2号 東神楽町建設課建設指導グループ内」を「釧路町まちづくり推進課内」を「釧路町企画財政部まちづくり推進課内」に改める。

北海道告示第217号

平成24年北海道告示第9号（平成23年度及び平成24年度において競争入札に参加する者に

北海道知事 高 橋 はるみ

1 閲覧所の場所の事項中「室蘭市都市建設部建築課内」を「室蘭市都市建設部建築指導課内」に、「北見市北5条東2丁目1番地」を「北見市北2条東1丁目11番地」に、

「江別市開発登録簿閲覧所」

江別市高砂町6番地

江別市建設部区画整理指導課内

を

「江別市開発登録簿閲覧所」

江別市高砂町6番地

江別市建設部区画整理指導課内

に、

「士別市開発登録簿閲覧所」

士別市東6条4丁目1番地

士別市建設水道部土木管理課内

を

「登別市開発登録簿閲覧所」

登別市中央町6丁目11番地

登別市都市整備部建築住宅グループ内

を

「登別市開発登録簿閲覧所」

登別市中央町6丁目11番地

登別市都市整備部建築住宅グループ内

に、

恵庭市開発登録簿閲覧所

恵庭市京町1番地

恵庭市企画振興部都市計画課内

を

「石狩市建設水道部都市開発課内」を「石狩市建設水道部管理課内」に、

「森町開発登録簿閲覧所」

森町字御幸町144番地の1

森町建設課内

を

「森町開発登録簿閲覧所」

森町字御幸町144番地の1

森町建設課内

に、

八雲町開発登録簿閲覧所

八雲町住初町138番地

八雲町建設課内

を

「せたな町開発登録簿閲覧所」

せたな町北檜山区徳島63番地1

せたな町建設水道課内

を

「せたな町開発登録簿閲覧所」

せたな町北檜山区徳島63番地1

せたな町建設水道課内

に、

東神楽町開発登録簿閲覧所

東神楽町南1条西1丁目3番2号

東神楽町建設課建設指導グループ内

を

「釧路町まちづくり推進課内」を「釧路町企画財政部まちづくり推進課内」に改める。

必要な資格等)の一部を次のように改正し、平成24年4月2日から施行する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

第3の2の表中、

出納局集中業務室 財 産 管 理 課	出納局集中業務室 財 産 管 理 課	を
総務部総務課	総務部総務課	に改める。

北海道告示第218号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
財務会計トータルシステム業務処理委託 一式
- 随意契約の相手方を決定した日
平成24年3月22日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北海道
(2) 住 所 札幌市中央区北2条西4丁目1番地
- 随意契約に係る契約金額
327,600,000円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- 名 称 北海道出納局総務課
- 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道告示第219号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 売りさばき人の項空知信用金庫の事項中「同 三笠支店幾春別出張所」を削り、同項興部町農業協同組合の事項を削り、同項に次の1事項を加える。
北オホーツク 平成24. 2. 1 北オホーツク農業協同組合
農業協同組合

北海道告示第220号

次のとおり落札者を決定した。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 落札に係る物品等の名称及び数量
北海道本庁舎等で使用する電力
(1) 予定契約電力 2,010 k W
(2) 年間予定使用電力量 6,111,800 k W h
- 落札者を決定した日
平成24年3月9日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社エネット
(2) 住 所 東京都港区芝公園二丁目6番3号
- 落札金額
(1) 基本料金 1,785円
(2) 電力量料金 11円49銭
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
平成24年1月27日付け北海道告示第37号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道出納局集中業務室財産管理課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目		イ 住 所 北見市北2条東2丁目4番地	
総合振興局告示及び 振興局告示		(8)ア 氏 名 株式会社東部第一	
		イ 住 所 北見市北2条東2丁目4番地	
北海道オホーツク総合振興局告示第49号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成24年3月30日 北海道オホーツク総合振興局長 有 好 利 典 1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量 (1) 自動車ガソリン（J I S 2号） 94,900リットル (2) 自動車ガソリン（J I S 2号） 30,300リットル (3) 自動車ガソリン（J I S 2号） 21,200リットル (4) 自動車ガソリン（J I S 2号） 12,700リットル (5) 自動車ガソリン（J I S 2号） 8,600リットル (6) 自動車ガソリン（J I S 2号） 15,200リットル (7) 自動車ガソリン（J I S 2号） 24,700リットル (8) 自動車ガソリン（J I S 2号）及び軽油（J I S 1号、2号及び3号） 26,700リットル及び2,700リットル 2 落札を決定した日 平成24年3月9日 3 落札者の氏名及び住所 (1)ア 氏 名 北日本石油株式会社 イ 住 所 東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目28番5号 (2)ア 氏 名 北日本石油株式会社 イ 住 所 東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目28番5号 (3)ア 氏 名 遠軽ツバメ石油株式会社 イ 住 所 紋別郡遠軽町南町3丁目2番地の5 (4)ア 氏 名 株式会社朝鳥商店 イ 住 所 網走郡大空町女満別西1条4丁目1番23 (5)ア 氏 名 斜里アポロ石油株式会社 イ 住 所 斜里郡斜里町港町16番地 (6)ア 氏 名 株式会社藤共工業 イ 住 所 紋別郡興部町字興部193番地の1 (7)ア 氏 名 株式会社東部第一		4 落札金額	
		(1) 151円	
		(2) 148円	
		(3) 149円	
		(4) 151円	
		(5) 151円	
		(6) 147円	
		(7) 151円	
		(8) 151円及び134円	
		5 契約の相手方を決定した手続	
		一般競争入札	
		6 一般競争入札の公告	
		平成24年1月27日付け北海道オホーツク総合振興局告示第3号	
		7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	
		(1) 名 称 北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課	
		(2) 所在地 網走市北7条西3丁目	
		道立緑ヶ丘病院告示	
		北海道立緑ヶ丘病院告示第18号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成24年3月30日 北海道立緑ヶ丘病院長 東 端 憲 仁 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 北海道立緑ヶ丘病院庁舎清掃洗濯電話交換業務 一式 2 落札を決定した日 平成24年3月13日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 東京美装北海道株式会社 (2) 住 所 札幌市中央区北3条西3丁目1番地 4 落札金額 40,370,400円	

5	契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
6	一般競争入札の公告 平成24年1月24日付け北海道立緑ヶ丘病院告示第1号
7	契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道立緑ヶ丘病院庶務課 (2) 所在地 河東郡音更町緑が丘1番地

道 公 安 委 員 会 規 則

北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年3月30日

北海道公安委員会委員長 佐々木 亮 子

北海道公安委員会規則第2号

北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則
北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則（昭和32年北海道公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表

区 分 組織別		警 察 官					警察官以外 の職員	合 計
		警 視	警 部	警部補及び 巡 査 部 長	巡 査	計		
北海道警察本部		167	244	1,206	474	2,091	555	2,646
札幌市警察部		(2)	(2)	(3)		(7)	(4)	(11)
北海道警察学校		12	14	44	270	340	29	369
札幌方面警察署		109	214	2,302	1,557	4,182	240	4,422
計		288	472	3,552	2,301	6,613	824	7,437
函館方面	本 部	21	37	153	37	248	60	308
	警察署	20	42	395	202	659	44	703
	計	41	79	548	239	907	104	1,011
旭川方面	本 部	23	36	171	50	280	66	346
	警察署	28	64	590	274	956	70	1,026

	計	51	100	761	324	1,236	136	1,372
釧路方面	本 部	26	38	178	45	287	67	354
	警察署	24	51	525	290	890	60	950
	計	50	89	703	335	1,177	127	1,304
北見方面	本 部	17	32	95	23	167	49	216
	警察署	15	29	259	116	419	31	450
	計	32	61	354	139	586	80	666
合 計		462	801	5,918	3,338	10,519	1,271	11,790

注1 警察教養施設において、新任者として訓練中の者の定員は、北海道警察学校に含める。
2 札幌市警察部の定員は、兼任制のため内数による再掲である。

附 則
この規則は、平成24年4月1日から施行する。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。
平成24年3月30日

北海道公安委員会委員長 佐々木 亮 子

北海道公安委員会規則第3号

銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則
（銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則の一部改正）

第1条 銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則（平成21年北海道公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。
第1条第1項の表中「第8条第16項」を「第5条の2」に改める。
（銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項の診断を行う医師の指定に関する規則の一部改正）

第2条 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項の診断を行う医師の指定に関する規則（平成21年北海道公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。
第1条第1項中「第8条第16項」を「第5条の2」に改める。

附 則
この規則は、平成24年4月1日から施行する。

道 公 安 委 員 会 告 示

北海道公安委員会告示第34号

北海道公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成24年 3 月30日 北海道公安委員会委員長 佐々木 亮 子 北海道公安委員会公印規程の一部を改正する規程 北海道公安委員会公印規程（昭和54年北海道公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。 別表専用公印の部北海道公安委員会印の項中「運転免許証の押印」を「運転免許証及び運転経歴証明書の押印」に改め、同部北海道公安委員会小印の項中「運転免許証」を「運転免許証及び運転経歴証明書」に改める。 附 則 この規程は、平成24年 4 月 1 日から施行する。	を含む。） 一式（1 月当たりの単価及び1 枚当たりの単価） (2) 調達台数及び調達予定数量 14台及び1 月当たり264,400枚 2 落札を決定した日 平成24年 3 月16日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社栄進堂 (2) 住 所 留萌市栄町 2 丁目 5 番28号 4 落札金額 基本料金 0円 複写料金 0.66円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成24年 1 月27日付け北海道警察旭川方面本部告示第 5 号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道警察旭川方面本部会計課 (2) 所在地 旭川市 1 条通25丁目487－ 6
道釧路方面公安委員会告示	
北海道釧路方面公安委員会告示第12号 北海道釧路方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成24年 3 月30日 北海道釧路方面公安委員会委員長 佐 藤 優 北海道釧路方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程 北海道釧路方面公安委員会公印規程（昭和54年北海道釧路方面公安委員会告示第18号）の一部を次のように改正する。 別表専用公印の部北海道釧路方面公安委員会印の項中「運転免許証の押印」を「運転免許証及び運転経歴証明書の押印」に改め、同部釧路公委小印の項中「運転免許証」を「運転免許証及び運転経歴証明書」に改める。 附 則 この規程は、平成24年 4 月 1 日から施行する。	
道警察旭川方面本部告示	
北海道警察旭川方面本部告示第51号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成24年 3 月30日 北海道警察旭川方面本部長 松 原 宏 伸 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量 (1) 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給	